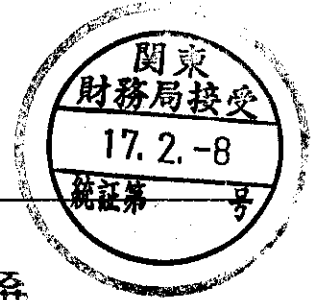


第二号様式

【提出書類】	変更報告書 No.6
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 手塚 裕之
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル29階 西村ときわ法律事務所
【報告義務発生日】	平成17年2月3日
【提出日】	平成17年2月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	FDK株式会社
会社コード	6955
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区新橋五丁目36番11号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	OCM FDK Holdings IV, LLC (オーシーエムエフディーケーホールディングス・フォー・エルエフシー)
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suit 400, Wilmington, Delaware 19808 (19808 デラウェア州 ウィルミントン スイート400 センターヴィルロード 2711)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

③【法人の場合】

設立年月日	2004年2月20日
代表者氏名	Matthew Barrett (マシュー・バレット) Kenneth Liang (ケネス・リアング)
代表者役職	Managing Directors of Oaktree Capital Management, LLC, as manager (マネージャーである Oaktree Capital Management, LLC のマネジング・ディレクター)
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 藤田 美樹 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 29 階 西村ときわ法律事務所
電話番号	03-5562-8500

(2)【保有目的】

純投資 提出者らと富士通株式会社との共同保有関係は解消された。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	12,780,000 株		
新株引受権証券 (株)	A		G
新株予約権証券 (株)	B		H
新株予約権付社債券 (株)	C		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 12,780,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 12,780,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月3日現在)	S	138,075,884株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		9.26%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		10.21%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2005年1月19日	株券	3,300,000	処分	Citigroup Global Markets Inc.	231
2005年2月3日	株券	1,320,000	処分	野村証券株式会社	208.05

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	2,300,400
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	2,300,400

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	OCM FDK Holdings IVb, LLC (オーシーエムエフディケーイホールドィンクス・フォービークエルエルシー)
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suit 400, Wilmington, Delaware 19808 (19808 デラウェア州 ウィルミントン スイート400 センターヴィルロード 2711)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2004年2月20日
代表者氏名	Matthew Barrett (マシュー・バレット) Kenneth Liang (ケネス・リアング)
代表者役職	Managing Directors of Oaktree Capital Management, LLC, as manager (マネージャーである Oaktree Capital Management, LLC のマネジング・ディレクター)
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 藤田 美樹 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 29 階 西村ときわ法律事務所
電話番号	03-5562-8500

(2)【保有目的】

純投資 提出者らと富士通株式会社との共同保有関係は解消された。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	8,520,000 株		
新株引受権証券 (株)	A		G
新株予約権証券 (株)	B		H

新株予約権付社債券 (株)	C		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	8,520,000 株	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	8,520,000 株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 2 月 3 日現在)	S	138,075,884 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		6.17%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		6.81%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2005 年 1 月 19 日	株券	2,200,000	処分	Citigroup Global Markets Inc.	231
2005 年 2 月 3 日	株券	880,000	処分	野村證券株式会社	208.05

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,533,600
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,533,600

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 （千円）
1						
2						
3						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1)【共同保有者の概要】(16)

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	富士通株式会社
住所又は本店所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和10年6月20日
代表者氏名	黒川博昭
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	情報処理システム、通信システム及び電子デバイスの開発、製造、販売並びにこれらを活用した各種サービスの提供。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-7123 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター 富士通株式会社 総務部長代理 和田 寛
電話番号	03-6252-2224

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	50,667,080 株		
新株引受権証書 (株)	A		G
新株予約権証書 (株)	B		H
新株予約権付社債券 (株)	C		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 50,667,080 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 50,667,080 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 2 月 3 日現在)	S 138,075,884 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	36.70%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	36.70%

第 4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】 (18)

- (1) OCM FDK Holdings IV, LLC
- (2) OCM FDK Holdings IVb, LLC

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	21,300,000 株		
新株引受権証書 (株)	A		G
新株予約権証書 (株)	B		H
新株予約権付社債券 (株)	C		I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 21,300,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 21,300,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 2 月 3 日現在)	S 138,075,884 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	15.43%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	53.71%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, OCM FDK Holdings IV, LLC (the "Company"), a limited liability company organized and existing under the Laws of the state of Delaware, U.S.A., having its registered office at 2711 Centerville Road, Suit 400, Wilmington, Delaware 19808, does hereby appoint Messrs. Hiroyuki Tezuka, Megumi Shimizu, Yusuke Yukawa and Miki Fujita, attorney(s)-at-law with their office at Nishimura & Partners, Ark Mori Building 29F, 12-32, Akasaka 1-chome, Minato-ku, as attorneys-in-fact and agents, with full power to act without the others, and with full power of substitution, on behalf of the Company:

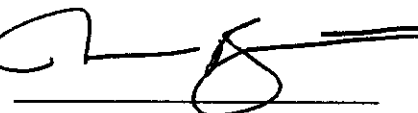
- (1) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau the Substantial Shareholding Report and the Amendment Report thereto ("the Reports") under Article 27-23 (1) and 27-25 (1), respectively, of the Securities and Exchange Law (the "SEL") in connection with the Company's possession of stock issued by FDK Corporation (the "Issuing Company");
- (2) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau Amended Reports pertaining to the Reports under Article 27-25 (4) of the SEL ("the Amended Reports");
- (3) To deliver the copies of the Reports or the Amended Reports to the other relevant authorities and the Issuing Company in accordance with the provisions of the SEL; and
- (4) To do any and all other acts and things, and execute and deliver such documents, as may be necessary or desirable in connection with any and all of the above matters.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed by its duly authorized representative on March , 2004.

OCM FDK Holdings IV, LLC

By: Oaktree Capital Management, LLC, as manager

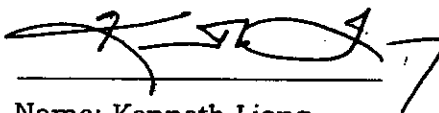
By: _____



Name: Matthew Barrett

Title: Managing Director

By: _____



Name: Kenneth Liang

Title: Managing Director

(訳 文)
委 任 状

デラウェア州法に基づき設立されたリミテッドライアビリティカンパニーであって、アメリカ合衆国 19808 デラウェア州ウィルミントンスイート 400 センターヴィルロード 2711 に本店を有するオー・シー・エム・エフディーケイ・ホールディングス・フォー・エルエルシー(以下「当社」という。)は、ここに港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 29 階西村総合法律事務所に事務所を有する弁護士手塚裕之、清水恵、湯川雄介及び藤田美樹を茲に代理人として選任し、当社のために下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

記

- (1) 証券取引法(以下「証取法」という)第 27 条の 23 第 1 項及び 27 条の 25 第 1 項の各条項に基づき、FDK株式会社(以下「発行会社」という)の発行に係る株式の当社による保有に関する大量保有報告書及び変更報告書(以下「各報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (2) 証取法第 27 条の 25 第 4 項に基づき、上記の各報告書に係る訂正報告書(以下「訂正報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (3) 証取法の規定に基づき各報告書又は訂正報告書の写しをその他関連機関及び発行会社に提出する件
- (4) 上記事項の一切に関して、必要又は望ましい一切の行為及び事項を行いかつ必要又は望ましいその他一切の書類を作成しこれを交付する件

上記を証するため、当社は、2004 年 3 月 29 日、当社の適法に授権された代表者をして本委任状に署名又は記名・押印せしめた。

オー・シー・エム・エフディーケイ・ホールディングス・フォー・エルエルシー

マネージャーであるオークツリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

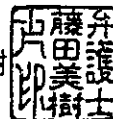
(署名)

氏名： マシュー・パレット
役職： マネジング・ディレクター

(署名)

氏名： ケネス・リアング
役職： マネジング・ディレクター

以上、正訳致しました。
弁 護 士 藤 田 美 樹



POWER OF ATTORNEY

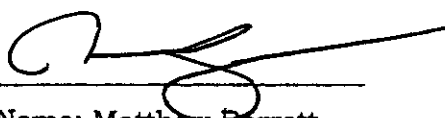
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, OCM FDK Holdings IVb, LLC (the "Company"), a limited liability company organized and existing under the Laws of the state of Delaware, U.S.A., having its registered office at 2711 Centerville Road, Suit 400, Wilmington, Delaware 19808, does hereby appoint Messrs. Hiroyuki Tezuka, Megumi Shimizu, Yusuke Yukawa and Miki Fujita, attorney(s)-at-law with their office at Nishimura & Partners, Ark Mori Building 29F, 12-32, Akasaka 1-chome, Minato-ku, as attorneys-in-fact and agents, with full power to act without the others, and with full power of substitution, on behalf of the Company:

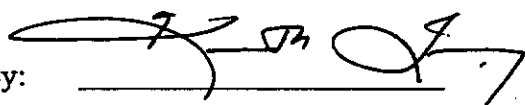
- (1) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau the Substantial Shareholding Report and the Amendment Report thereto ("the Reports") under Article 27-23 (1) and 27-25 (1), respectively, of the Securities and Exchange Law (the "SEL") in connection with the Company's possession of stock issued by FDK Corporation (the "Issuing Company");
- (2) To execute and file with the Director General of the Kanto Local Finance Bureau Amended Reports pertaining to the Reports under Article 27-25 (4) of the SEL ("the Amended Reports");
- (3) To deliver the copies of the Reports or the Amended Reports to the other relevant authorities and the Issuing Company in accordance with the provisions of the SEL; and
- (4) To do any and all other acts and things, and execute and deliver such documents, as may be necessary or desirable in connection with any and all of the above matters.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed by its duly authorized representative on March , 2004.

OCM FDK Holdings IVb, LLC

By: Oaktree Capital Management, LLC, as manager

By: 
Name: Matthew Barrett
Title: Managing Director

By: 
Name: Kenneth Liang
Title: Managing Director

(訳 文)
委 任 状

デラウェア州法に基づき設立されたリミテッドライアビリティカンパニーであって、アメリカ合衆国 19808 デラウェア州ウィルミントンスイート 400 センターヴィルロード 2711 に本店を有するオー・シー・エム・エフディーケー・ホールディングス・フォービー・エルエルシー(以下「当社」という。)は、ここに港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 29 階西村総合法律事務所に事務所を有する弁護士手塚裕之、清水恵、湯川雄介及び藤田美樹を茲に代理人として選任し、当社のために下記の行為を単独で行う完全な権限及び復代理人選任のための完全な権限を付与する。

記

- (1) 証券取引法(以下「証取法」という)第 27 条の 23 第 1 項及び 27 条の 25 第 1 項の各条項に基づき、FDK 株式会社(以下「発行会社」という)の発行に係る株式の当社による保有に関する大量保有報告書及び変更報告書(以下「各報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (2) 証取法第 27 条の 25 第 4 項に基づき、上記の各報告書に係る訂正報告書(以下「訂正報告書」という)を作成しこれを関東財務局長に提出する件
- (3) 証取法の規定に基づき各報告書又は訂正報告書の写しをその他関連機関及び発行会社に提出する件
- (4) 上記事項の一切に関して、必要又は望ましい一切の行為及び事項を行いかつ必要又は望ましいその他一切の書類を作成しこれを交付する件

上記を証するため、当社は、2004 年 3 月 29 日、当社の適法に授権された代表者をして本委任状に署名又は記名・押印せしめた。

オー・シー・エム・エフディーケー・ホールディングス・フォービー・エルエルシー
マネージャーであるオークツリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

(署名)

氏名： マシュー・バレット
役職： マネジング・ディレクター

(署名)

氏名： ケネス・リアング
役職： マネジング・ディレクター

以上、正訳致しました。

弁 護 士 藤 田 美 樹

